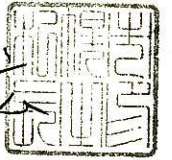


札幌市客引き行為等の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和5年11月 27 日

札幌市長

秋元克広



札幌市規則第42号

札幌市客引き行為等の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則

札幌市客引き行為等の防止に関する条例施行規則（令和4年規則第29号）の一部を次のように改正する。

(1) 第3条を次のように改める。

（禁止区域）

第3条 条例第6条第1項本文の規則で定める区域は、市道北8条線、市道西7丁目線、市道南7条線、市道真駒内篠路線及び国道5号に囲まれた区域（道路区域を含む。）内で市長が告示により定める区域とする。

2 市長は、禁止区域を変更しようとするときは、あらかじめ市長が別に定める方法により市民及び事業者等の意見を聴くものとする。

(2) 別図1及び別図2を削る。

附 則

1 この規則は、令和5年11月30日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 改正後の第3条第1項の規定による告示は、この規則の施行前においても行うことができる。